

自民党 衆議院議員
前外務副大臣

活動報告書

木原誠二

せいじ便り 79号

誠心誠意、政策で。

＜国会開幕・国会提出予定法案② ～都市緑地法等の改正・ 「緑あふれ潤いある都市生活の確保」～＞

文部科学省の再就職
斡旋に怒り

1月20日から開会した国会で

は、既に平成28年度第三次補正予算が成立し、現在、平成29年度本予算の審議を行っています。その中で、文部科学省の再就職斡旋問題という極めて問題な事態が発生し、私が事務局長を務める「行政改革推進本部」（本部長：河野太郎議員）とし

て、①全省庁の実態調査実施、②再就職等監視委員会の体制強化、③官僚OBによる組織的な再就職斡旋の禁止を含めた（現在は現職のみ）規制強化、そして④刑事罰の導入等の厳罰化、などについて既に政府に提言・申入れを行ったところです。引き続き厳しく対応してまいります。

さて、前号の「せいじ便り」から、今国会への提出予定法案のうち、私自身が検討に関与してきた法案について、順次説明させていただいております（前回78号は社会福祉法の改正案をご紹介しました）。

今回は、都市緑地法等の改正案、「緑あふれ潤いある都市空間・都市生活の確保」に向けた法案です。

衰える都市の
緑地機能

都市空間・都市生活において、公園・広場・緑地・農地等の緑を備えたオープンスペースは、景観、環境、防災（延焼防止、避難場所確保）、子どもの体験・学習、そして地域の交流・賑わい、といった多面的役割を果たしており、なくてはならないスペースです。

ところが、都市部では、一人当たり公園面積が十分でない地域がまだまだ存在しますし、行政の財政的制約から、公園施設の老朽化が進行し、安全面での問題も発生しています。そうした状況を補つてきた都市農地も、長年の「宅地化」政策によって大きく減少しています。



こうした状況を食い止めようと、2005年の初当選以来取り組んできましたところですが、今回の法案は、そうした取り組みのうち、主に以下の3点を力バーするものです。

都市公園の再生・活性化

第一に、都市公園の再生・活性化です。

設置主体である行政の財政悪化等で、新設はおろか、都市公園の再生もままならない中で、①民間からの管理者公募、②民間事業者によるカフェ、レストラン等収益施設の設置、③建ぺい率の緩和等を可能とするとともに、④民間事業者による公園再生を併せて実施する「民間事業者による公共還元型の設置管理制度」を創設します。併せて、既に特区制度により東京では先行実施している都市公園での保育所の設置を全国展開します。

民間による緑の創出

第二が民間による緑の創出・管理です。

上述の「民間事業者による公共還元型の設置管理制度」は公設の公園の民間による運営であるのに対し、そもそも民間に緑を創出し、管理してもらう取り組みも進めます。具体的には、緑の担い手



都市農地の保全に向けて

第三に、都市農地の保全です。

都市の農地は、これまで「宅地化」すべき土地として位置付けられ、減少が続いてきましたが、平成11年の食料・農業・農村基本法によって、「保全すべき土地」として位置付けが変更され、政策転換が図られました。しかし、「都市」にある「農地」に変わりはなく、引き続き、国土交通省と農水省の縦割りの狭間に置かれ、保全するための具体的な制度は十分に取ら

としての民間を指定する権限を、知事から市区町村長に変更し、その指定対象にまちづくり会社なども加えます。また、民間による市民緑地の整備を促すため、市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定する仕組みを導入し、併せて固定資産税等の軽減や補助金の交付等の促進策を講じます。

これを受けて、今回の法案は、先ず、都市政策の面からの施策を具体的に盛り込んでおり、固定資産税や相続税の特例が進基本法が成立したところです。

受けられる「生産緑地制度」について、その指定面積要件を500m²から300m²に引き下げるなどを可能とするとともに、いわゆる「道連れ解除」を解消することとしています。また、生産緑地において直売所や農家レストランの設置を可能とする規制緩和を行うほか、都市計画における新類型として「田園住居地域」を創設することとしています。

なお、今回の都市政策面の政策に加え、担い手確保や都市農地の賃借制度の創設などの農業政策面の施策については、引き続き制度設計を進めていきます。

最後に・・・

以上のような政策を一体的に推進するため、市区町村が策定する「緑の基本計画」(緑のマスター・プラン)の内容を拡充することとしており、今後、私の地元5市においてもしっかりと働きかけをしていきたいと思います。

PROFILE



前外務副大臣、前外務大臣政務官。財政・金融全般、外交政策、社会保障・行革、都市農業など幅広く活動を展開。1970年6月東京生まれ。私立武蔵高校、東京大学法学部、ロンドン大学LSE修士卒業。平成5年大蔵省入省。平成17年9月衆議院初当選。著書に「英國大蔵省から見た日本」(文春新書)

Facebook <https://www.facebook.com/seiji.kihara>

twitter ID http://twitter.com/kihara_seiji

地元事務所

〒189-0013 東村山市栄町2-28-2 久米川武蔵ビル1階
TEL 042-392-4105 FAX 042-392-4106

国会事務所

〒100-8981 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館915号室
TEL 03-3508-7169 FAX 03-3508-3719

<http://www.kiharaseiji.com>

発行：木原誠二後援会 東村山市栄町2-28-2 久米川武蔵ビル1階